

## 別 紙

### 岩手県生物工学研究所庁舎清掃業務仕様書

委託業務は、この仕様書及び清掃作業基準表に定めるところにより実施するものとする。

#### 1 作業従事者

- (1) 作業従事者（以下「従事者」という。）は、作業中一定の被服を着用し、上衣には会社名及び氏名を記載した名札をつけること。
- (2) 従事者は、満18歳以上の者とする。
- (3) 従事者は、本書に定める作業内容を十分に行い得る者とし、清掃について十分経験を有する者を配置すること。
- (4) 従事者は、全て身元確実な者とし、作業を行う場合は、機敏に活動するものとする。

#### 2 作業日・作業時間等

- (1) 作業日は、岩手県の休日に関する条例第1条第1項を除く平日とする。なお、やむを得ず休日等に作業する場合は発注者（以下「甲」という。）の承認を得ること。
- (2) 作業時間は、8時30分から17時15分までの間に行うこと。
- (3) 作業にあたっては、移動した物は定位置に戻し、建物、設備等に損傷を与えないようにすること。
- (4) 作業上危険を伴う場所については、安全対策等の必要な措置を講ずること。
- (5) 従事者は、作業を終了次第退庁すること。
- (6) 従事者には、当所の出入りに必要な鍵を貸与する。

#### 3 清掃計画及び報告

- (1) 毎月の清掃計画は、前月の25日までに提出し、甲の承認を得ること。ただし、4月については、当該月の6日までに提出すること。
- (2) 実施した清掃内容は、翌月（3月にあつては、3月31日）直ちに甲に報告すること。

#### 4 従事者及び現場責任者の報告

受注者は、従事者及び庁舎管理者との連絡調整等を行わせるための現場責任者を、別紙1により4月7日までに報告すること。なお、報告内容に変更があった場合は、その都度、速やかに報告すること。

#### 5 清掃材料等

- (1) 洗剤、ワックス、機械、器具等の清掃材料は、受注者が準備するものとし、清掃箇所の材質に適合した品質良好なものを用いること。

(2) トイレtp紙及び水石鹼は、受注者において準備・負担するものとする。

## 6 作業実施にあたっての一般的注意事項

衛生及び火気取締りに留意するとともに、甲の業務に支障のないよう次の事項に十分注意すること。

- (1) 窓の開閉等により塵芥を飛散させないこと。
- (2) 作業に使用する機械、器具等の取り扱いにより、衝撃、湿気等で備品その他を損傷させないこと。
- (3) 作業用材料として、ガソリン及びベンジン等の引火性のあるものは、絶対に使用しないこと。
- (4) その他細部については、甲の指示を受けること。

## 7 作業の一般的仕様

- (1) 作業のため、机、椅子、その他物品等を移動又は使用する場合は、丁寧に取扱い、建物、設備等に損傷を与えないように行うこと。
- (2) 水拭きは、常に清潔な水を用い、拭き跡が出ないように行うこと。
- (3) 拭き掃除及び塵払いは、塵芥飛散がないよう吸塵掃除機、モップ又は毛ブラシ等を使用すること。
- (4) ガラス器具、鏡、陶器類及び金属の部分の清掃仕上げは、良質で清掃素材に適した乾布を使用すること。
- (5) 床等を洗浄した場合は、洗剤、水分を完全に拭き取り、乾燥した後にワックス塗布すること。
- (6) 床面、壁面及び階段等に、インク、果汁、油等の汚れがあるときは、それぞれの性質に応じた洗剤を用いて拭き取り、汚痕の出ないように行うこと。
- (7) 集積した一般事業系ごみ（紙類、飲料容器、（缶、びん、ペットボトル）、生ごみ、汚物、紙屑等）は、庁舎外の所定のゴミ処分場に運搬して処分することとし、できる限り再資源化するよう考慮すること。

また、ごみの排出量について、事業系一般廃棄物排出量報告書（別紙2）により提出すること。

- (8) 紙屑等の中から、処分することが疑問と思われる書類及び資料等を発見したときは、甲に報告し指示を受けること。
- (9) 扉の把手、廃棄物容器等の消毒にあたっては、それぞれの目的に合った消毒用石鹼、クレゾール石鹼液等を使用すること。
- (10) 金属類の磨きには、磨剤を使用すること。

## 8 各部分毎の清掃仕様

### (1) 床

（日常清掃）

ア 掃除は、塵芥飛散防止のため、フロアブラシを使用し入念に磨くこと。

イ じゅうたん掃除は、じゅうたん箒又は、真空掃除機を用い、軽易に移動できる椅子、衝立等は移動させたいうで行うこと。

ウ アスタイル、プラスタイル、リノリウム床等化学建材使用の箇所は、自在箒又は真空掃除機を使用し、その他は固く絞った水拭きモップで塵芥を取り除き、ワックス塗布のうえポリッシャーをもって磨きだしをすること。また、器具を使用できない箇所等は、必要に応じて乾いたモップで磨きだしをすること。

エ モザイクタイル、コンクリート床は、デッキブラシにより水洗いし、残水が滞らぬよう掃除すること。

#### (特別清掃)

オ アスタイル、プラスタイル、リノリウム床等化学建材使用の箇所は、最初に荒掃除し、次に真空掃除機を用いて掃除のうえ、床に付着している汚損物は指定剤で除去し、洗剤をもって全面にポリッシャーをかけ、汚水を拭き取った後十分乾燥させ、ワックス塗布のうえ必要に応じて電気ポリッシャーをかけて磨きだしをすること。又、巾木タイルは、乾布でつや出しをすること。

#### (2) 壁面、天井及び照明器具等

ア 手の届く範囲で塵芥を除き（原則として真空掃除機を使用のこと。）必要部分は、雑巾で水拭きすること。

イ 日常手の届かない部分は、脚立等を用いて羽根箒又は電気掃除機で塵芥を除き、清潔な水を用いて固く絞った雑巾で水拭きすること。

#### (3) 窓ガラス、窓枠

ア 窓ガラスは、水拭き又は乾布で磨きあげること。

イ 窓ガラスを石鹼水又は薬液を用いて清掃した場合は、乾布で磨きあげること。

ウ 窓以外の扉、間仕切り、らんま等のガラスについてもガラスの例に準じて行うこと。又、窓枠についても同様に行うこと。

エ 庁舎外側からの作業については、芝生等を傷めないよう作業車両等を用いるなど適切な措置を講ずること。

オ ホール内窓ガラスは、足組等を用い作業するとともに、落下等のないよう高所作業に伴う安全対策の措置を講ずること。

#### (4) 机、椅子及び実験台等

乾布又は水拭きにより行うこと。

#### (5) 湯沸室、手洗器及び流し台（研究室）等

ア 流しは、洗剤とたわしを用いて水あかを落とし、水拭きすること。また棚等についても同様に行うこと。

イ 湯沸、流し台の腰は、水拭きすること。

#### (6) 手すり、扉及びノブ

ア 乾布又は水拭きにより行うこと。

イ 手すり及びノブについては、消毒用石鹼等で消毒すること。

(7) 金具

窓、扉、階段及び手洗所の金具のうち、地金のものは磨粉で、メッキのものは研磨剤で磨きだし、さらに乾布で拭き、光沢を放つように磨きあげること。

(8) トイレ

ア 床面は、洗浄し、拭き掃除のうえ、ワックスをして雑巾でつや出し磨きをすること。

イ 壁面は、汚れを落とし、乾布で拭くこと。

ウ 便器、手洗器、鏡、棚等は、拭き掃除をすること。

(9) 建物廻り、側溝及び道路等

ア 紙屑、空き缶、吸殻、枯れ葉等のゴミ類を収集、搬出すること。

イ 工作物は、水洗いのうえ乾布で拭くこと。

ウ その他常に美観が保たれるように必要な掃除を行うこと。

エ 作業に必要な箇所の除雪は、乙が行うこと。

(10) クリーンルーム

ア 清掃資材等は、清潔なもので行うこと。

イ クリーンルーム専用防塵服等に替えて入室し、作業すること。

ウ 天井、壁面及び照明器具用の用具を使用し、落下等のないよう注意し、作業すること。

エ その他清掃箇所に合致した用具を使用し作業するとともに、塵など飛散しないよう十分注意すること。

(11) その他

ア 靴拭きマット類は水洗いすること。

イ 巾木及び踏み込みの汚れが著しいときは、その都度洗剤を用いて清掃すること。

ウ トイレトペーパー及び水石鹼は、常に補充しておくこと。

エ 男子トイレの小便器に消臭剤を設置するものとし、消耗した場合はその都度補給すること。

オ 下駄箱は、塵及び土等を取り除き、水拭きすること。

カ 事業系一般廃棄物（資源ごみを含む）の収集運搬処分は、可燃物は週2回以上、不燃物は週1回以上行うこと。

9 作業要領の徹底

受注者は、従事者に対し本書の内容を周知させるとともに作業要領等委託業務に必要な事項の指示及び訓練を行うこと。

10 その他

清掃業務を実施するため必要と認める休憩室は、警備室を使用し、その他用具等の保管は、トイレ内のスペースを利用すること。



岩手県生物工学研究所長 様

(受注者) 住所  
会社名  
代表者

## 事業系一般廃棄物排出量報告書 (令和 年 月分)

当社が受注した岩手県生物工学研究所庁舎清掃業務により排出した事業系一般廃棄物の排出量は、下記のとおりです。

## 記

## 1 燃えるごみ

〔単位：k g〕

区分	紙くず、革・ゴム製品類、生ごみ、シュレッダーくず ほか
重量	

## 2 燃えないごみ

〔単位：k g〕

区分	アルミホイル類、せともの・ガラスくず類、家電製品類、金属類等
重量	

## 3 資源ごみ

## (1) 可燃物

〔単位：k g〕

区分	OA用紙	新聞紙	ダンボール	雑誌類	プラスチック 容器包装	合計
重量						

## (2) 不燃物

〔単位：k g〕

区分	空きびん	空き缶	ペットボトル	合計
重量				